

【1～3年生対象】「長野県高校生等奨学給付金」給付手続きのご案内

長野県高校生等奨学給付金について下記のとおりご案内いたします。

本年度より対象世帯が拡充されておりますので、対象者要件をご確認いただき、該当する場合は必要書類の提出をお願いいたします。

【提出先・提出期限】

提出先：学生課学生係窓口（学生課①窓口）

提出方法：上記窓口もしくは郵送

提出期限：（通常給付）2026年7月31日（金）（必着）（厳守）

（家計急変・最終）2026年12月15日（火）（必着）（厳守）

※家計急変については、申請日が遅くなるほど支給額は少なくなります。家計急変事由に該当する場合、もしくは該当するか不明な場合でも、至急、学校への申請および相談をお願いいたします。

※提出期限・支給日等の詳細は参考資料「【奨学給付金】令和8年度 奨学給付金事務スケジュール」をご覧ください。

【奨学金概要】

《対象者》 対象学年：1～3年生

令和8年7月1日時点で以下の全ての要件を満たしている世帯

①保護者等が長野県在住であること

※保護者が長野県外に在住している場合は、居住地の都道府県にお問い合わせください。

②本校在学学生であること

③**保護者の収入の合計が年収490万円未満※、または生活保護（生業扶助）受給世帯**であること

（通常給付）

家計急変等による経済的理由から保護者の収入の合計が年収490万円未満※となった世帯であること

（家計急変）

※保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判定します。詳細は参考資料

「支給対象者と支給金額等」をご確認ください。

《奨学金額》

（通常給付）

参考資料「支給対象者と支給金額等」参照。

（家計急変）

（1）7月1日までに家計急変し、**7月15日（水）**までに必要書類を学生課学生係へ提出した場合

世帯区分に応じた給付額。（参考資料「支給対象者と支給金額等」参照。）

（2）7月2日以降に家計急変し、必要書類を学生課学生係へ提出した場合

世帯区分に応じた給付額の12分の1に相当する額に、申請のあった日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じた額。

例：6～8月の給与から推定した年収が非課税世帯相当であり、家計急変発生月が8月と認められるが、申請は9月にあった場合

→ 年額のうち6か月分（10月～3月分）の金額を算定し給付。

【学生課提出書類】

- ・ 参考資料「高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法（課税証明書等提出保護者用）」、「高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法（家計急変申請者用）」記載の書類

【注意事項】

長野高専では本年度、新入生早期給付以外の申請を対象とします。

【参考資料】

- ・ 【奨学給付金】令和8年度 奨学給付金事務スケジュール
- ・ 高校生等奨学級金制度リーフレット
- ・ 高校生等奨学給付金対象確認シート
- ・ 資料「支給対象者と支給金額等」
- ・ 高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法（課税証明書等提出保護者用）
- ・ 高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法（家計急変申請者用）
- ・ 課税証明書（サンプル）

（各種申請書）

- ・ 高校生等奨学給付金（通常給付）受給申請書
- ・ 高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書
- ・ 高校生等奨学給付金受給申請書（記入例）
- ・ 高校生等奨学給付金口座振込依頼書（様式第2号）

【問合せ先】長野高専学生課学生係

TEL：026-295-7131

【奨学給付金】令和8年度 奨学給付金事務スケジュール

給付回数	給付メニュー		学校への書類提出期限	通常給付支給予定日(※1)	家計急変支給予定日(※1)	税額確認の方法	備考
	通常給付	家計急変					
1回目	-	○	通常給付は7月31日(金) 家計急変は12月15日(火)	-	7月31日(金)	課税証明書等	
2回目	-	○		-	8月31日(月)	課税証明書等	
3回目	○	○	締切日以降に家計急変となった場合は、学校までお問い合わせください。	9月30日(水)		課税証明書等	通常給付最終
4回目	△(※2)	○		10月30日(金)		課税証明書等	
5回目	△(※2)	○		11月30日(月)		課税証明書等	
6回目	×	○		-	12月25日(金)	-	
7回目	×	○		-	1月29日(金)	-	家計急変最終(原則)

(※1) 申請状況等により、給付日は前後することがあります。また、上記日程以外での給付は行うことができません。

ただし、書類提出期限以降に家計が急変し、家計急変の申請を行いたい場合については、高校事務室に個別にご相談ください。

(※2) 災害、病気等のやむを得ない理由により、7/31までに提出できなかった場合のみ、申請受付が可能です。

やむを得ない理由に当たるか否かの判断については、長野高専学生課学生係まで個別にご相談ください。

制度・申請に関する問い合わせ先: **長野工業高等専門学校・学生課学生係**

電話: 026-295-7131

メール: gakusei@nagano-nct.ac.jp

高校生等奨学給付金制度 ～奨学のための給付金～

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する**返還不要の給付金**です。

対象世帯

- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収**270万円以上380万円未満**の世帯 **拡充**
- 年収**380万円以上490万円未満**の世帯 **拡充**

※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります(詳細は次頁参照)。

生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

国籍・在留資格等の要件

必要書類

高等学校等に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯

- 日本国籍を有する者
- 特別永住者
- 永住者
- 日本人の配偶者等
- 永住者の配偶者等
- 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

生徒等の以下のいずれかの書類

- 就学支援金等の支給決定通知の写し
 - 特別永住者証明書の写し
 - 在留カードの写し
 - 住民票の写し(原本)
- (家族滞在は以下の書類も提出)
- 小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

高等学校等に在学する①以外の生徒等の世帯

生徒等の以下のいずれかの書類

- 就学支援金等の支給決定通知の写し
- 在留カードの写し
- 住民票の写し(原本)

保護者等の所得に関する要件

ご自身の所得割額などは
[マイナポータルで「わたしの情報」](#)
から確認できます。



保護者等全員の**道府県民税所得割額**と**市町村民税所得割額**の**合算額**(※)により判定します。

※生活保護世帯は生徒等の生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況により判定

所得要件

必要書類

上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- 生活保護世帯
- 住民税非課税世帯
- 所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯(年収270～380万円世帯)
- 所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯(年収380～490万円世帯)

以下のいずれかの書類

- 生徒等の生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
- 保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書等

上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- 生活保護世帯
- 住民税非課税世帯

令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)	生活保護世帯・ 住民税非課税世帯 (年収270万円未満世帯)	所得割額が 100円以上105,500円未満 (年収270～380万円世帯)	所得割額が 105,500円以上182,500円未 満 (年収380～490万円世帯)
	国公立	国公立	国公立
生活保護世帯	32,300円		
上記以外 の世帯	全日制等	143,700円	47,900円
	通信制	50,500円	16,830円

申請時期

令和8年6月～8月

(詳細な日程・申請書類等については、学校事務室から別途ご案内します。)

(※) 対象者の要件を満たしていても、期限までに申請がないと給付されません。忘れずに申請をお願いします。

その他の給付メニュー

家計急変支援について

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める**家計急変事由が発生**したことで、**従前得ていた収入を得ることができない場合**に支援を受けることができます。

主な要件	対象となる家計急変事由に該当	給付額	7月1日までに申請	年額を給付
	世帯年収が所得要件相当まで減少 ※生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。		7月2日以降に申請	年額を月割りにした額を給付

(※1) 生活保護(生業扶助)受給世帯は、補助対象となりません。

(※2) 世帯構成および申請日等によって、収入基準や給付額が異なります。

詳しくは学校事務室にお問い合わせください。

問合せ先

長野工業高等専門学校 学生課学生係

〒381-8550 長野県長野市徳間716

TEL : 026-295-7131 FAX : 026-295-4950 E-mail : gakusei@nagano-nct.ac.jp

文部科学省ホームページ :

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm

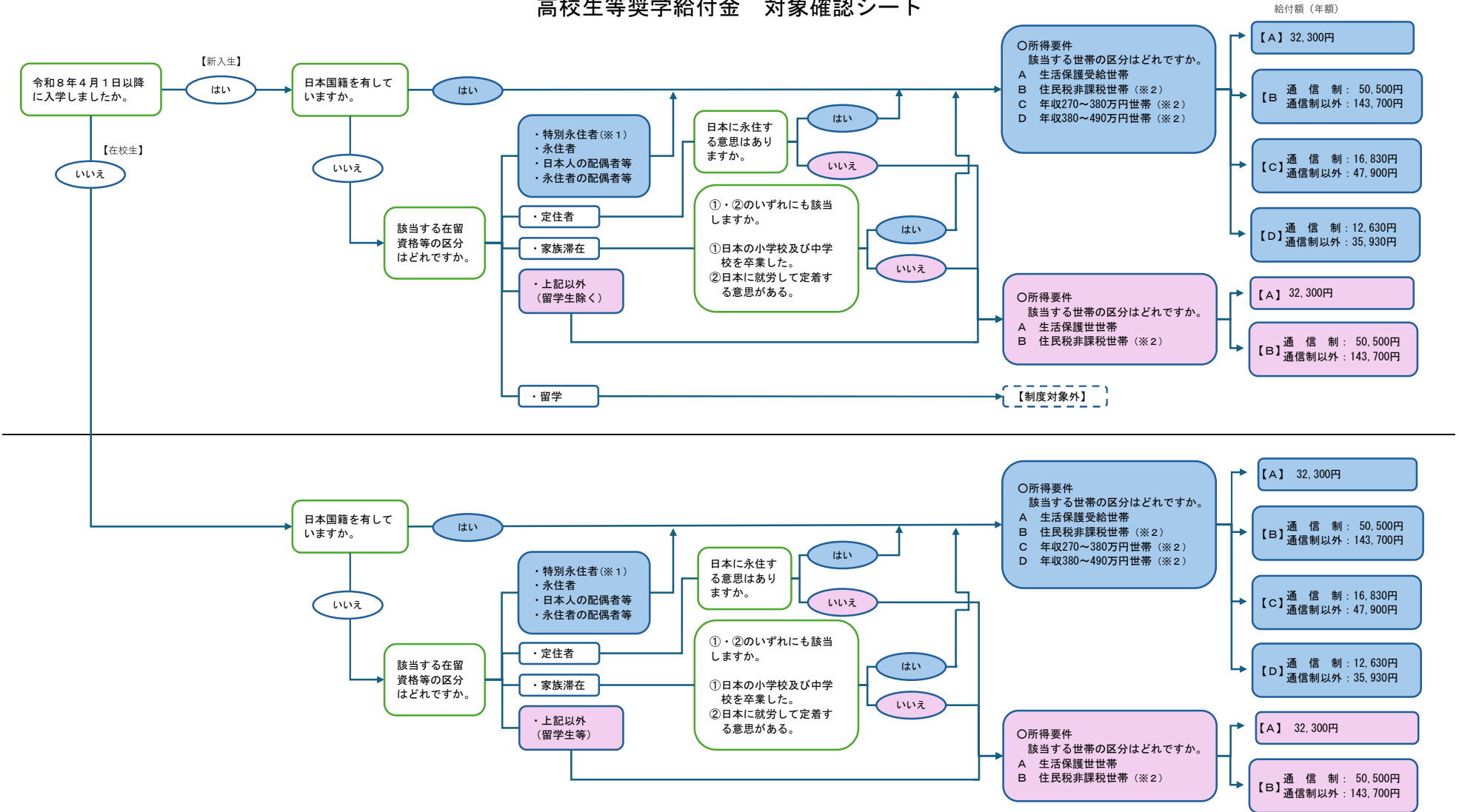


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等奨学給付金 対象確認シート



※1 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を指します。

※2 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民全所得割額の合算額により判定します。

- ・住民税非課税世帯：府県民税所得割額及び市町村民全所得割額が非課税
- ・年収270～380万円世帯：府県民税所得割額及び市町村民全所得割額の合算額が100円～105,500円
- ・年収380～490万円世帯：府県民税所得割額及び市町村民全所得割額の合算額が105,500円～182,500円

支給対象者と支給金額等

1 支給対象者及び支給額

本年7月1日現在に国公立の高等学校等に在学している高校生等の保護者等のうち、生徒の国籍が以下のいずれかに該当する者

※保護者等全員の**道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額**により判定します。

	生徒の国籍・在留資格等	世帯区分	支給額	
			全日制 定時制	通信制
①	(1) 日本国籍を有する者 (2) 特別永住者 (3) 永住者	生活保護受給世帯	32,300円	32,300円
	(4) 日本人の配偶者等 (5) 永住者の配偶者等	住民税非課税世帯	143,700円	50,500円
	(6) 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者	所得割額の合算額が 100円～105,500円の世帯	47,900円	16,830円
	(7) 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	所得割額の合算額が 105,500円～182,500円の世帯	35,930円	12,630円
②	①以外の者 例：在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者、在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者	生活保護受給世帯	32,300円	32,300円
		住民税非課税世帯	143,700円	50,500円

※児童福祉施設に入所している場合は除きます。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、世帯区分に応じて加算支給されます。(加算額については、学校にお問い合わせください。)

2 支給対象者に係る留意事項

- (1) 保護者等のうち一方が長野県外に住所を有している場合は、高校生等と生計を同じくしている保護者等（原則として、高校生等と同居している保護者等）が長野県内に住所を有している場合に支給の対象となります。なお、高校生等が保護者等の双方と同居していない場合は、高校生等の生計についてより多く負担している保護者等が長野県内に住所を有している場合に支給の対象となります。
- (2) 保護者等が単身赴任等をしている場合は、保護者等が長野県を生活の本拠地としている場合に支給の対象となります。ただし、保護者等の一方又は双方が、賦課期日（令和7年1月1日）に海外赴任等で長野県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、支給の対象とはなりません。

3 支給回数

- 1人の高校生等につき年1回、通算3回（ただし、定時制及び通信制の高等学校に通う高校生等は通算4回）を上限とします。

4 家計急変世帯への支援について

(1) 対象者

家計の急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当であると認められる世帯の保護者等の皆様

(※) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象となりません。

(2) 給付額

ア 7月1日までに家計が急変し、7月31日までに申請があった場合は、世帯区分に応じた給付額を給付します。

イ 7月2日以降に家計が急変し、申請があった場合は、原則、世帯区分に応じた給付額の12分の1に相当する額に、申請のあった日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じた額を給付します。

(※) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとします。

高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法

1 提出書類

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (様式第1号)
- (2) 生徒の国籍・在留資格等がわかる書類 (下記3(2)を参照してください。)
- (3) 保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類 (下記3(4)を参照してください。)
※(5)【生活保護受給世帯の場合】の書類を提出する場合は提出不要です。
※高等学校等就学支援金経過措置又高校生等・新修学支援金に係る収入状況届出書等に課税証明書等を提出している場合、当該書類の提出は省略することが可能です。
- (4) 口座振込依頼書 (様式第2号)
- (5) 【生活保護受給世帯の場合】7月1日時点での生業扶助 (高等学校等就学費) の措置状況がわかる書類 (生業扶助受給証明書又は生活保護受給証明書)
※令和8年7月1日時点における状況が確認できる書類が必要となります。

2 提出期限

「奨学給付金事務スケジュール」のとおり

3 提出書類等に係る留意事項

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書は、別紙「記入上の注意」及び記載例を参考に記載願います。
- (2) 上記1(2)「生徒の国籍・在留資格等のわかる書類」以下のいずれかの書類を提出してください。
 - ア 令和8年度の就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有している場合
⇒[支給決定通知書](#)
 - イ 上記、支給決定通知書を提出しない場合は、以下のいずれかの書類を提出してください。
※高等学校等就学支援金 (経過措置含む)、新修学支援金又は学び直し支援金申請において、国籍・在留資格等がわかる書類を提出している場合、当該書類の提出は省略することが可能です。

国籍区分	提出書類
日本国	住民票の写し※ (原本) ※国籍が記載されたもの
日本国以外	
特別永住者	住民票の写し (原本) ※又は特別永住者証明書の写し (コピー) ※国籍、在留資格、在留期間が記載されたもの
永住者	住民票の写し (原本) ※又は在留カードの写し (コピー) ※国籍、在留資格、在留期間が記載されたもの
日本人の配偶者等	
永住者の配偶者等	
定住者のうち将来永住する意思があると認められた者	
家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	①住民票の写し (原本) ※又は在留カードの写し (コピー) ※国籍、在留資格、在留期間が記載されたもの ②小学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書 ③中学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書 ※①～③全ての書類を提出してください。

- (3) 所得の有無にかかわらず、必ず令和8年7月1日現在の保護者等に係る道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類を全員分提出してください。

- (4) 上記1(3)「保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類」は、以下のいずれかの書類を提出してください。(源泉徴収票では道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は確認できませんので、御注意願います。)
- ア 令和8年度分(令和7年1月～令和7年12月収入分)の課税証明書(別紙サンプル参照)
※市町村役場税務課で発行されます。名称は市町村により異なります。
 - イ 毎年5月頃に勤務先から配布される市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書の写し(給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合に使用可)
 - ウ 毎年6月に発行される市町村民税の納税通知書の写し(個人事業者等の場合)
- (5) 生活保護法による生活扶助を受けている世帯の場合は、生活保護を受給していることのわかる証明書を提出してください。
- (6) 高等学校等就学支援金経過措置又は、高校生等・新修学支援金に係る収入状況届出書等に添付が必要な書類と重複する場合、当該書類の提出は省略することが可能です。
- (7) 保護者以外の家族に収入がある場合でも、その家族の課税証明書等の提出は不要です。
- (8) 課税証明書・非課税証明書は原本の提出を原則としますが、提出対象の高校生等が複数名いる世帯等の場合はコピーの提出でも可とします。

今回提出されました申請書等に記載されている個人情報、奨学給付金に係る事務の目的以外には使用しませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法

1 提出書類

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (様式第1号)
- (2) 生徒の国籍・在留資格等がわかる書類 (下記3(2)を参照してください。)
- (3) 家計急変前後の所得状況を証明する書類
 - ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等)
 - イ 家計急変前の収入を証明する書類
(課税証明書 等)
 - ウ 家計急変後の収入を証明する書類
(再就職先の会社作成の給与見込、再就職先の直近の給与明細 (3ヶ月分)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等)
 - エ 扶養親族を証明する書類
(扶養している配偶者及び扶養親族 (大学生相当まで) の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 等)
- (4) 口座振込依頼書 (様式第2号)

2 提出期限

「奨学給付金事務スケジュール」のとおり

3 提出書類等に係る留意事項

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書は、別紙「記入上の注意」及び記載例を参考に記載願います。
- (2) 上記1(2)「生徒の国籍・在留資格等のわかる書類」以下のいずれかの書類を提出してください。
 - ア 令和8年度の就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有している場合
⇒[支給決定通知書](#)
 - イ 上記、支給決定通知書を提出しない場合は、以下のいずれかの書類を提出してください。
※高等学校等就学支援金 (経過措置含む)、新修学支援金又は学び直し支援金申請において、国籍・在留資格等がわかる書類を提出している場合、当該書類の提出は省略することが可能です。

国籍区分	提出書類
日本国	住民票の写し※ (原本) ※国籍が記載されたもの
日本国以外	
特別永住者	住民票の写し (原本) ※又は特別永住者証明書の写し (コピー) ※国籍、在留資格、在留期間が記載されたもの
永住者	
日本人の配偶者等	
永住者の配偶者等	住民票の写し (原本) ※又は在留カードの写し (コピー) ※国籍、在留資格、在留期間が記載されたもの
定住者のうち将来永住する意思があると認められた者	
家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	①住民票の写し (原本) ※又は在留カードの写し (コピー) ※国籍、在留資格、在留期間が記載されたもの ②小学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書 ③中学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書 ※①～③全ての書類を提出してください。

- (3) 所得の有無にかかわらず、必ず家計急変前後の所得状況を証明する書類を全員分提出してください。
- (4) 高等学校等就学支援金経過措置又は、高校生等・新修学支援金に係る収入状況届出書等に添付が必要な書類と重複する場合、当該書類の提出は省略することが可能です。
- (5) 保護者以外の家族に収入がある場合でも、その家族の課税証明書等の提出は不要です。
- (6) 課税証明書・非課税証明書は原本の提出を原則としますが、提出対象の高校生等が複数名いる世帯等の場合はコピーの提出でも可とします。

今回提出されました申請書等に記載されている個人情報、奨学給付金に係る事務の目的以外には使用しませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

市町村民税課税証明書（サンプル）

住所 長野県〇〇市東長野1丁目1番1号

氏名 長野 一郎

高校生等奨学給付金認定の際に判定する税額は、この欄（道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額）に記載されている金額（均等割額は含めません。）となります。保護者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がそれぞれ182,500円未満の場合は、奨学給付金が支給されます。（返済していただく必要はありません。）

年度	市所得割額	82,200 ^円	市均等割額	3,000 ^円	年税額	(摘要)
令和 8 年度	県所得割額	54,800 ^円	県均等割額	1,500 ^円	141,500 ^円	

令和7年分 合計所得金額	3,930,400 ^円
合計所得の内訳	
給与所得	3,930,400 ^円
★以下	余白★ ^円
	^円
	^円
	^円
	^円
	^円
	^円
給与収入額	(内:専従給与.....) ^円 5,589,250
年金収入額 ^円

所得控除の内訳			
医療費控除額	158,700 ^円	基礎控除額	330,000 ^円
特定・他扶養	780,000 ^円	★以下	余白★ ^円
社保控除額	765,432 ^円		^円
控配配特控除	310,000 ^円		^円
生保控除額	70,000 ^円		^円
地保控除額	5,400 ^円		^円
寄付金控除額	0 ^円	控除合計	2,419,532 ^円
専業従事者	人 ..	繰越控除額 ^円

控配	扶養						扶障			本人						
	一般	老人	特定	内同居	老人	年少	その他	内同居	特別	その他	障害	寡婦	一般	特別	寡夫	勤労学生
一般	--	--	1	--	--	1	1	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 8 年 7 月 2 日

「控配」欄に「*」又は「有」の表示があっても、必ず配偶者の課税証明書等も提出してください。

長野県〇〇市長 長野 二郎



長野県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、長野県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は長野県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな
	〒 () -	申請者氏名
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他 ()	

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	長野工業高等専門学校				
		<input checked="" type="checkbox"/> 国立 ・ 公立 ・ 私立 学校の種類・課程・学科：⑤高等専門学校（1～3学年）				
	学校の所在地	長野 都道府県 長野 市区町村 徳間716				
	学校設置者の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構				
在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県 市区町村				
	学校設置者の名称					
在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

様式1-2 (その1)

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、口にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)

※上記【2】により、高等学校等就学支援金等の支給決定通知を添付する場合は、以下【3】及び【4】の記入は不要です。

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① 日本国
② 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者						
④	<input type="checkbox"/>	永住者						
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日	
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等						
⑦	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日	
			日本国に永住する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい(あり)	<input type="checkbox"/> いいえ(なし)			
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日	
			日本国の小学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業してない				
				小学校名				
			所在地			都・道・府・県		
			日本国の中学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業してない				
				小学校名				
所在地			都・道・府・県					
		日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい(あり) <input type="checkbox"/> いいえ(なし)					
⑨	<input type="checkbox"/>	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日	

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの口にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	<input type="checkbox"/>	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
④	<input type="checkbox"/>	以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。
	<input type="checkbox"/>	以下のすべてに該当かつ以下のいずれかに該当
		・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 ・国籍が「日本国以外」 ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」
		・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない場合

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の口にレ印を付けてください。)

・	3(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
・	3(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた
⑤	<input type="checkbox"/> 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑥	<input type="checkbox"/> 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【5】保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤もしくは⑥または(3)のいずれかの□にレ印を付けてください。) ・ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 ・ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・ 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 ・ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

【生業扶助の受給状況について】

※必須項目

上記【保護者等の収入の状況について】の(2)または(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【等の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

【保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合（注）が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

（注） 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お問い合わせください。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
 - （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、口にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

※上記【2】により、高等学校等就学支援金等の支給決定通知を添付する場合は、以下【3】及び【4】の記入は不要です。

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① 日本国
- ② 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者					
④	<input type="checkbox"/>	永住者					
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等					
⑦	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	
			日本国に永住する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい(あり)	<input type="checkbox"/> いいえ(なし)		
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	
			日本国の小学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した		<input type="checkbox"/> 卒業していない	
				小学校名			
			所在地				
			都・道・府・県				
			日本国の中学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した		<input type="checkbox"/> 卒業していない	
小学校名							
所在地							
都・道・府・県							
日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい(あり)		<input type="checkbox"/> いいえ(なし)				
⑨	<input type="checkbox"/>	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの口にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	<input type="checkbox"/>	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
	<input type="checkbox"/>	以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。
④	<input type="checkbox"/>	以下のすべてに該当
		かつ 以下のいずれかに該当
		<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない場合

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の口にレ印を付けてください。)

	<input type="checkbox"/>	3(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
	<input type="checkbox"/>	3(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた
⑤	<input type="checkbox"/>	「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑥	<input type="checkbox"/>	「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【5】保護者等の家計急変の状況について（該当する口にレ印を付けてください。）

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤もしくは⑥または（3）のいずれかの口にレ印を付けてください。） ・ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 ・ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	<input type="checkbox"/>	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・ 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 ・ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

【生業扶助の受給状況について】

※必須項目

下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【等の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合（注）が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

（注） 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お問い合わせください。
- ニ ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
- ホ ⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

令和8年7月1日

長野県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、長野県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は長野県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 399-9999	ふりがな	まつもと はなこ
	長野県松本市東松本1-1-1 TEL (080) 1111-2222	申請者氏名	松本 花子
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（ ）		

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	まつもと たろう		生年月日	昭和 平成	22年 5月 15日
氏名	松本 太郎				
在学する学校	学校の名称	長野工業高等専門学校			
		国立・公立・私立			
		学校の種類・課程・学科：高等学校（全日制）			
	学校の所在地	長野 都道府県	長野 市区町村	徳間 716	
学校設置者の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構				
在学期間	令和8年4月1日～令和 年 月 日				
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年 月 日
氏名					
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道府県	市区町村		
	学校設置者の名称				
在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、口にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

※上記【2】により、高等学校等就学支援金等の支給決定通知を添付する場合は、以下【3】及び【4】の記入は不要です。

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① 日本国
 ② 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者									
④	<input type="checkbox"/>	永住者									
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日				
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等									
⑦	<input checked="" type="checkbox"/>	定住者	在留期間(満了日)	(西歴)	2028	年	3	月	31	日	
			日本国に永住する意思の有無	<input checked="" type="checkbox"/> はい (あり)		<input type="checkbox"/> いいえ (なし)					
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日				
			日本国の小学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した		<input type="checkbox"/> 卒業してない					
				小学校名							
			所在地				都・道・府・県				
			日本国の中学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した		<input type="checkbox"/> 卒業してない					
				小学校名							
所在地				都・道・府・県							
			日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい (あり)		<input type="checkbox"/> いいえ (なし)					
⑨	<input type="checkbox"/>	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日				

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの口にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。		
②	<input type="checkbox"/>	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。		
③	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。		
	<input type="checkbox"/>	以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。		
④	<input type="checkbox"/>	以下のすべてに該当	かつ	以下のいずれかに該当
		・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者		・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合
		・国籍が「日本国以外」		・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合
		・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」		・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない場合

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の口にレ印を付けてください。)

・	3 (2) ⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
・	3 (2) ⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた
⑤	<input type="checkbox"/> 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑥	<input type="checkbox"/> 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【5】保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤もしくは⑥または(3)のいずれかの□にレ印を付けてください。) ・ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 ・ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・ 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 ・ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

【生業扶助の受給状況について】

※必須項目

上記【保護者等の収入の状況について】の(2)または(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
-------------------------------------	---

様式第2号

年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金口座振込依頼書

長野県教育委員会教育長から給付される奨学給付金については、下記の口座に振り込んでください。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	印

記

銀行以外	金融機関名				支店名				預金種別		口座番号							
									1 普通 2 当座									
ゆうちょ銀行	金融コード				通帳記号				通帳番号									
	9	9	0	0	1				0									
口座名義人	住 所																	
	〒																	
	氏 名																	
	カナ																	
	漢字																	

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかに記入してください。ただし、長野県内に本支店のある金融機関としてください。

※ゆうちょ銀行の場合の通帳記号は、記入していただく3桁の数字うち、1番右側の欄には8と記入してください。

※原則として、口座名義は、申請者の口座名義としてください。